(公社)東基連 上野労働基準協会支部
住所 〒110-0015 東京都台東区東上野 5-17-8 中銀第二マンシオン1F 店舗 5
電話 03-5830-6961
支部長 奥村英雄
発行責任者 加藤修一
印刷 ㈱サンライズ

# 上野労基会報

2024年
令和6年9月
No.247

写真は「レイレイ」

## 令和6年度　第75回全国労働衛生週間

**期　　間：令和6年10月1日（火）～10月7日（月）**

準備期間：令和6年9月1日（日）～9月30日（月）

スローガンは
**「推してます　みんな笑顔の　健康職場」**

目　　次

◇令和６年度定時総会報告・・・2
◇新任のご挨拶・退任のご挨拶・・・3
◇令和６年度役員体制・・・4
◇第７５回全国労働衛生週間を迎えるにあたって・・・5
◇上野労働基準監督署管内の労働災害発生状況・・・6
◇上野労働基準監督署　令和５年労働災害発生状況　平成２９年から令和５年の推移など・・・7～8
◇２０２５年４月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の１，２を対象とする保護措置が義務付けられます・・9～10
◇東京都最低賃金改正のお知らせ／賃金の引上げに向けた生産性向上等のための支援について・・・11
◇新入会員のご紹介・・・12
◇講習会・行事等のお知らせ・・・12
◇事務局からの行事等報告・・・12

**写真提供**
**公益財団法人 東京動物園協会 恩賜上野動物園**
東京都台東区上野公園9-83　電話：03-3828-5171

【開園時間】開園時間は、9:30～17:00（入園は16:00まで）
【休園日】月曜日（月曜が祝日にあたる時は翌日休園、12月29日～1月1日）
【入園料】一般600円、65歳以上300円、中学生200円ほか
【上野動物園HP】https://www.tokyo-zoo.net/zoo/ueno/

# 令和6年度　定時総会報告

## 新支部長に奥村氏（TOPPAN 株式会社）が就任

## 村松支部長、川口相談役 お世話になり、ありがとうございました

令和6年度定時総会は5月15日（水）午後4時30分から浅草ビューホテル「祥雲I」で開催されました。

村松支部長の挨拶後、会則に基づき支部長が議長となり、議事に入りました。

第1号議案令和5年度事業経過報告、第2号議案令和5年度収支決算報告について事務局長より報告、第3号議案会計監査報告について梶田会計監事より報告、第4号議案決算繰越利益剰余金処分案、第5号議案令和6年度事業計画案、第6号議案令和6年度予算案について事務局長より説明、原案どうり異議なく承認されました。

また、今年度は役員改選期となりますが、 第7号議案役員選出について村松議長から口頭提案され、村松支部長と川口相談役は今期限りで退任し、後任の支部長に TOPPAN 株式会社奥村副支部長との提案で、総会では新支部長に奥村副支部長を選出することについて異議なく承認されました。

なお、後任の副支部長については、当面空席となりました。

引き続き25階「大輪」において懇親会を開催致しました。清水副支部長の開宴の辞につづき、主催者として村松支部長挨拶、続いて奥村新支部長、来賓として服部台東区長代理の三澤産業推進課長、大國上野労働基準監督署長、工藤東基連常務理事（安全衛生研修センター長）からご挨拶をいただき、続いて来賓の恒吉上野労働基準監督署副署長をご紹介後、山本副支部長の音頭で乾杯となりました。

司会からは、今回、退任されました村松支部長（平成20年副会長、平成23年会長、平成29年支部長）においては16年間、また、川口相談役（平成14年副会長、平成29年副支部長、令和3年相談役）においては23年間支部を支えていただいたことに対し司会より謝辞があり、このあと堂免副支部長の中締めでお開きとなりました。

▲（写真左）奥村新支部長、（写真中）定時総会で議長として挨拶する村松支部長、（写真右）今期で退任された川口相談役

▲定時総会模様

▲懇親会での開宴を宣言する清水副支部長

▲主催者挨拶する村松支部長

▲奥村新支部長挨拶

▲来賓挨拶する台東区長代理の三澤産業推進課長

▲来賓挨拶する大國上野労働基準監督署長

▲来賓挨拶する工藤東基連常務理事 安全衛生研修センター長

▲来賓の恒吉上野労働基準監督署副署長

▲乾杯の発声の山本副支部長

▲中締めの堂免副支部長

## 新任のご挨拶　奥村英雄支部長

### ～引き続きご指導方、よろしくお願い申し上げます～

この度前任の村松支部長よりバトンを受け、支部長を引き受けさせて頂きます奥村でございます。経験豊富かつ人徳者でいらっしゃった村松前支部長の後任という事で不安が御座いますが、会員各位のご協力を賜りながら精一杯務めさせて頂きますので、何卒宜しくお願い致します。

当協会支部は、労働関係法令を遵守しつつ、健康、安全で安心して働ける快適な職場づくりを進めることにより、労働者の福祉の向上と企業の発展」をめざすことを目的としております。昨今の言葉で言い換えると、労働者の、企業の、そして社会全体の wellbeing を目指していくと言う事だと思いますし、それに資する協会であり続けたいと思います。

私達を取り巻く環境は地政学リスク、世界的な金融不安を含め、不確実性が格段に高まっておりますが、これを乗り切るには過度に恐れるよりも Talk Less, Do More（議論するより手を動かせ）の考えが必要であると感じております。サントリーの創業者である鳥井信治郎氏の「やってみなはれ。やらなわかしまへんで。」の精神の様に。

これからも大國署長様をはじめとした上野労働基準監督署のご指導や、関係諸団体のご支援を賜りながら、会員企業の皆様のお役立ちとなる事をやってみはなれ精神で取組んで参りますので、今後とも何卒宜しくお願い申し上げます。

## 退任のご挨拶　村松與章前支部長

### ～副会長・会長・支部長として 16 年間ご指導ありがとうございました～

令和 6 年 5 月 15 日の上野労働基準協会支部定時総会におきまして、支部長を TOPPAN 株式会社の奥村さんにお願いすることになりました。私は平成 20 年から上野労働基準協会副会長（東基連組織変更前）を、平成 23 年から同会長を担当させていただきました。この間支部役員、支部幹事、事務局をはじめ会員各社の皆様のご支援をいただき、更に上野労働基準監督署からも多くのアドバイスをいただき円滑に支部の運営を進めることができました。大変お世話になり感謝を申し上げます。

労働基準協会の役割も以前とは変わってきており、設立当初の労基法等の周知から各社・各事業場の労働条件の確保・改善のきっかけとなる法律や安全・衛生に関する各社の取り組みの情報提供にウエイトが変わってきています。

令和元年から働き方改革関連法が順次施行され、労働環境の質の向上と生産性の向上を目指して長時間労働の是正、柔軟な働き方の推進、女性や高齢者など多様な人材の活用が求められているため今後ますます会員各位の協会に求める要望が多様化していくものと思われます。

行動力のある奥村新支部長の下魅力ある取り組みで支部を運営していこうと準備をしています。会員の皆さまで上野労働基準協会支部を支えて活用していただき、今後支部の活性化と会員各社の更なる発展をお祈り申し上げます。長い間お世話になりました。ありがとうございました。

## 退任のご挨拶　川口義彦相談役

### ～副会長・副支部長・相談役として２３年間、ご教示いただきありがとうございました～

平成 14 年の上野労働基準協会副会長就任から役職者として協会会務に携わり、早いもので 23 年が経過しました。

ちょうどこの年は、社会保険労務士の司法参加への道筋となる「あっせん代理」業務を含む社労士法の第 6 次法改正が国会で成立した年として、強く記憶に残っております。

私は社労士制度の創成から社労士法改正まで深く携わり、また社労士各位のための団体「中小企業福祉事業団」を組織するなど、社労士業の発展に尽くしてまいりました。これも社労士法第 1 条の「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する」との理念を実現するためにこそです。そして、この理念は上野労働基準協会支部の事業目的とも一致しており、自身の二つの組織での歩みが同じところに向かっていたと思うと感慨深いものがあります。

現在、社労士法は第 8 次法改正を経て、第 9 次法改正へ、より善い労使の未来へと後進の者が歩みを進めてくれています。上野労働基準協会支部もまた同じように、想いを継ぐ若い力により歩みを進めてもらえれば喜ばしく思います。

最後に、23 年もの長きにわたりご指導いただいた歴代の監督署長や、ともに歩んだ支部会員の皆さまに御礼申し上げるとともに、上野労働基準協会支部がますます発展していくことを祈念いたしまして、退任のご挨拶とさせていただきます。

# 令和6年度　役員体制

（敬称略・事業場名50音別No.6-No.33）　　令和6年5月15日現在

| 整理番号 | 役職名 | 氏　名 | 事業場名 | 専門部会 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 支部長 | 奥村　英雄 | TOPPAN㈱ | |
| 2 | 副支部長 | 山本　敦子 | ㈱大丸松坂屋百貨店松坂屋上野店 | （広報部会　池田敬一） |
| 3 | 副支部長 | 堂免　敬一 | 東京地下鉄㈱ | |
| 4 | 副支部長 | 清水　由香 | 滝川㈱ | |
| 5 | 副支部長 | 空席 | | |
| 6 | 支部幹事 | 木山　信明 | （公社）浅草医師会 | |
| 7 | 支部幹事 | 石川　伸也 | 浅草ビューホテル | 衛生部会 |
| 8 | 支部幹事 | 有馬　寛道 | 朝日印刷㈱ | 総務部会 |
| 9 | 支部幹事 | 廣川　雅章 | 朝日信用金庫 | |
| 10 | 支部幹事 | 原田　秀一 | ㈱アブアブ赤札堂 | 労働基準部会 |
| 11 | 支部幹事 | 松本　健一 | ㈱上野凮月堂 | 労働基準部会 副部会長 |
| 12 | 支部幹事 | 中川　平次 | ㈱サクラクレパス東京支社 | 安全部会 |
| 13 | 支部幹事 | 添田　静江 | ㈱サンライズ | （広報部会　鈴木義之） |
| 14 | 支部幹事 | 田村　順二 | （一社）下谷医師会 | |
| 15 | 支部幹事 | 髙橋　誠 | ㈱精養軒 | 衛生部会 副部会長 |
| 16 | 支部幹事 | 鈴木　茂和 | ㈱多慶屋 | 総務部会 |
| 17 | 支部幹事 | 吉澤　博幸 | ㈱中央宝石研究所 | |
| 18 | 支部幹事 | 鈴木　寛和 | ㈱東天紅 | 総務部会長 |
| 19 | 支部幹事 | 小川　晃一 | ㈱常盤堂雷おこし本舗 | 総務部会 副部会長 |
| 20 | 支部幹事 | 中越　伸行 | ㈱トッパン・コスモ | |
| 21 | 支部幹事 | 石井　貴士 | 日本電設工業㈱ | 安全部会長 |
| 22 | 支部幹事 | 竹野　光寿 | ㈱バンダイ | |
| 23 | 支部幹事 | 田中　友行 | ㈱JR東日本環境アクセス | 安全部会 副部会長 |
| 24 | 支部幹事 | 齊藤　裕司 | 東日本旅客鉄道㈱上野駅 | |
| 25 | 支部幹事 | 村瀬　順子 | ㈱ホテル桃山 | 衛生部会 |
| 26 | 支部幹事 | 尾世　敏彦 | (有)丸世 | 広報部会長 |
| 27 | 支部幹事 | 渡邉　陽宏 | ㈱メトロコマース | 安全部会 |
| 28 | 支部幹事 | 大槻　浩伸 | ㈱メトロセルビス | 衛生部会長 |
| 29 | 支部幹事 | 岩舩　佐智子 | ㈱モリタ | |
| 30 | 支部幹事 | 北村　修一 | 八千代自動車㈱ | 労働基準部会長 |
| 31 | 支部幹事 | 宮野　敬 | ㈱山室 | |
| 32 | 支部幹事 | 治田　章男 | ㈱ヨシダ | |
| 33 | 支部幹事 | 吉田　公昭 | 吉田化学工業㈱ | |
| 34 | 支部会計監事 | 梶田　寛樹 | ㈱バンビ | 総務部会 |
| 35 | 支部会計監事 | 輿水　秀憲 | ㈱吉池 | 総務部会 |
| | 事務局 | 加藤　修一 | 上野労働基準協会支部 | |

# 令和６年度
# 第75回「全国労働衛生週間」を迎えるにあたって

**衛生部会・部会長**　大槻 浩伸（株式会社メトロセルビス）

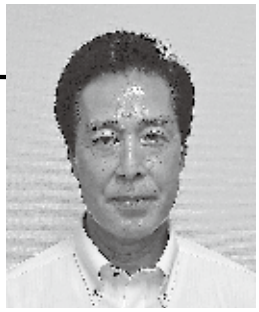

会員の皆様におかれましては、日頃から上野労働基準協会支部の諸活動にご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国労働衛生週間は労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年を1回目とし今年で75回目を迎えます。本年の全国労働衛生週間開催にあたってのスローガンは、一般公募により「推してます　みんな笑顔の　健康職場」に決まりました。

健康に関しては、２０２３年の日本人の平均寿命が３年ぶりに男女共に伸びた、との報道がありました。特に女性は３９年連続で世界１位という輝かしい結果になっています。しかし、健康寿命との差を短縮するという課題があることも事実のようです。その課題解決には運動習慣や食生活の見直し等を行う必要があるのだと思います。

また近年、熱中症予防も大切になってきています。去年の猛暑を記憶している人も多いと思いますが、去年の平均気温は統計開始以来もっとも高く、不幸にして熱中症で亡くなられた方もいらっしゃいました。今年も去年同様暑い日が続いています。

これからは生命を守るためには各自に合った熱中症対策を積極的に実行していくことが求められるのかもしれません。

結びに、会員の皆様のますますのご発展とご健勝を祈念申し上げるとともに、上野労働基準協会支部に対しますより一層のご支援ご協力をお願い申し上げ、全国労働衛生週間を迎えるにあたってのご挨拶とさせていただきます。

---

## 会員専用ページについて、支部事務局からお知らせ

**ホームページのトップページに会員専用ページがあります。**

①**【会員専用ページ】**をクリックしパスワードを入力してください。
② パスワードは、**ueno0009**でOKをクリックしご入場ください。
なお、パスワードの変更は、会報発行月（4、6、9、1月）に合わせて実施いたします。
この件に対するお問い合わせは、支部事務局（TEL 03-5830-6961）へお願いいたします。

# 上野労働基準監督署管内の労働災害発生状況

新型コロナウイルス感染症を除く

## 令和５年死傷災害件数　全産業 232 件

（休業４日以上、確定値）

※「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

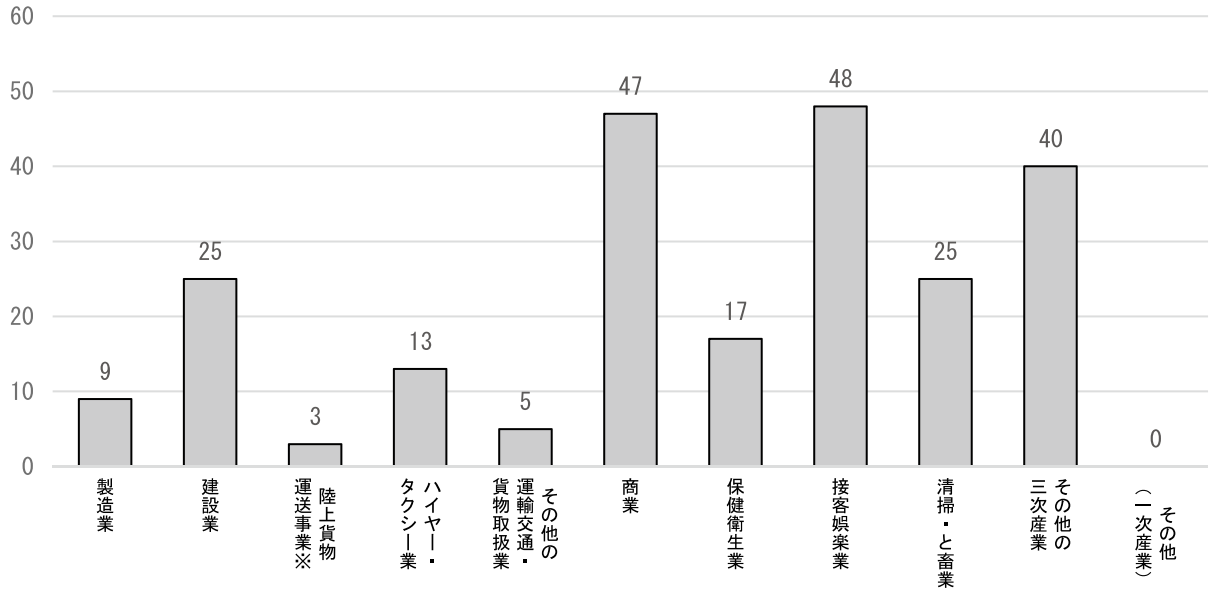


## 令和６年死傷災害件数　全産業 89 件

（休業４日以上）

※「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

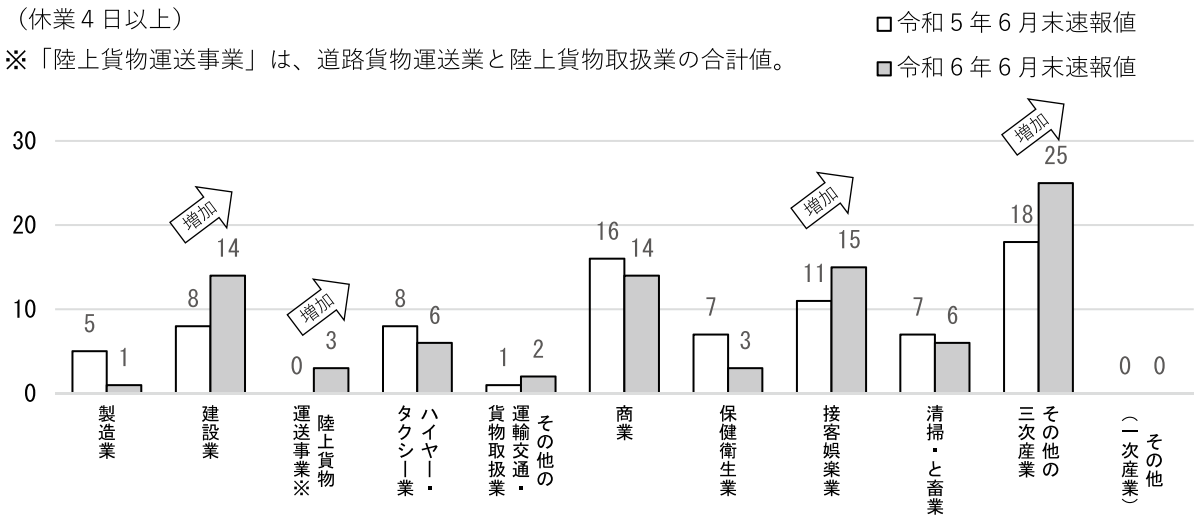


## 死亡災害事例　令和５年４月～令和６年６月

| 発生年月 | 業種 | 職種 | 年齢 | 経験年数 | 事故の型 | 災害発生状況 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R5.6 | その他の事業 | 警備員 | 80代 | 10年以上20年未満 | 高温・低温の物との接触 | 屋外の工事現場の警備業務において、途中の休憩後、現場に戻った際に倒れ、熱中症により死亡したもの。 |

# 上野労働基準監督署 令和5年 労働災害発生状況

（休業4日以上の死傷災害、新型コロナウイルス感染症を除く。）

## 平成29年から令和5年の推移

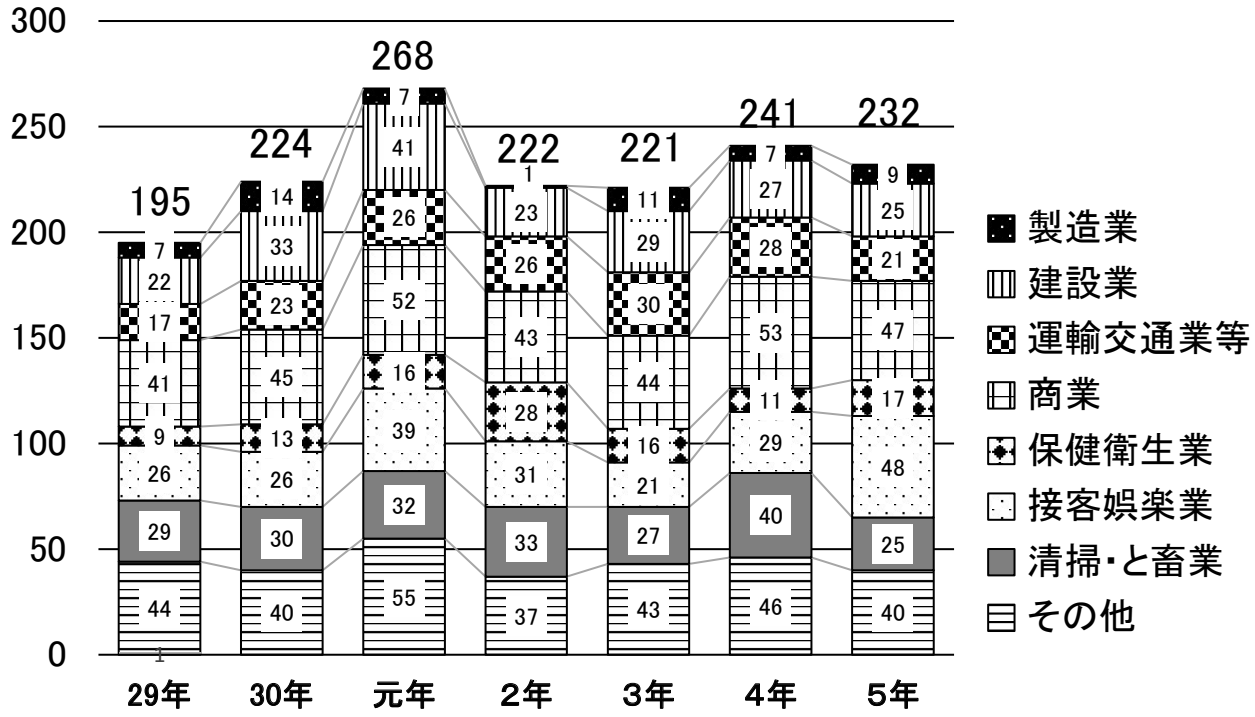


## 事故の型別件数・割合

合計232件

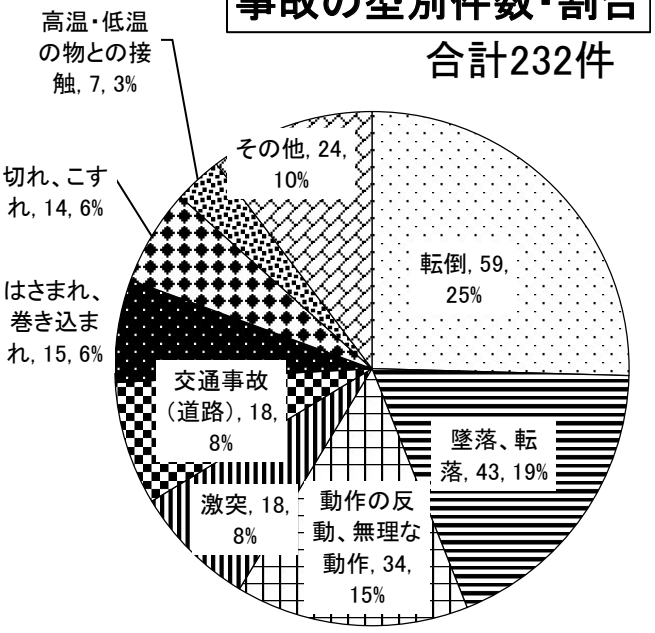


## 起因物別件数・割合

合計232件

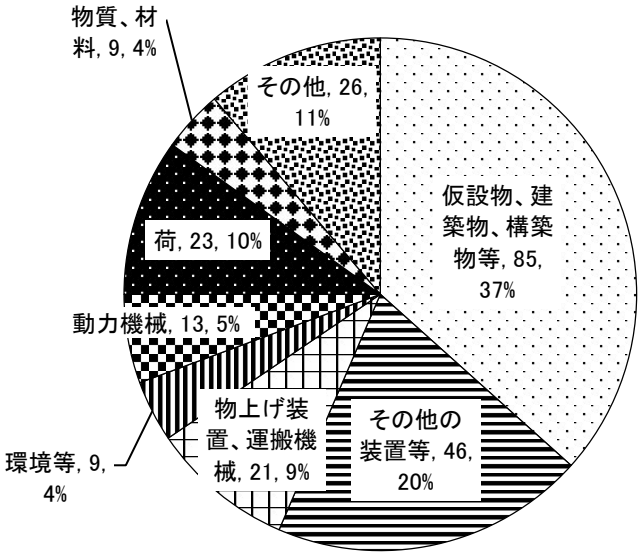

## 月別件数

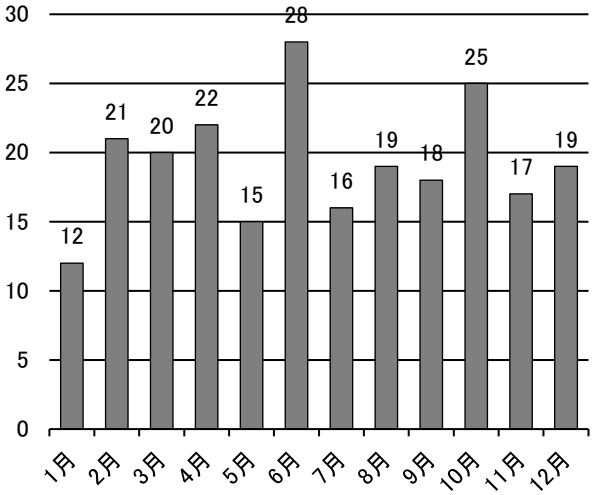


## 年齢別件数・割合

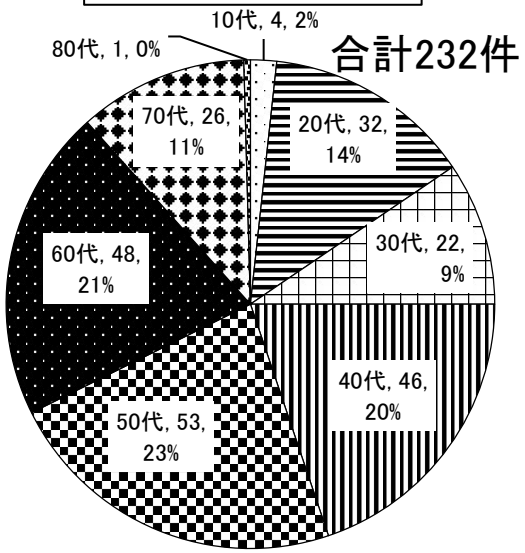


## 傾向

**推移・業種**

・令和５年は令和４年から**９件減少**した。

・「**接客娯楽業**」と「**保健衛生業**」で大幅に増加した。

**事故の型別**

・「**転倒**」・「**墜落・転落**」・「**動作の反動・無理な動作**」の順で多かった。

**起因物別**

・「**仮設物、建築物、構築物等**」・「**その他の装置等**」・「**物上げ装置、運搬機械**」の順で多かった。

**月別**

・**６月**と**１０月**が比較的多かった。

**年齢別**

・**５０代以上**（中高年齢者）が**５５％**を占めた。

## 対策

本年度が２年目の
「**第１４次労働災害防止計画**」（**５か年計画**）を推進し、労働災害の減少を目指します。

**キャッチフレーズ**

「トップが発信！
みんなで宣言一人一人が「安全・安心」」

**転倒災害対策**（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を令和９年までに50％以上とする等、**アウトプット指標**（事業場が実施する事項）を達成するよう推進します。

第１４次東京労働局労働災害防止計画はこちら→

### 上野署 14次防目標値

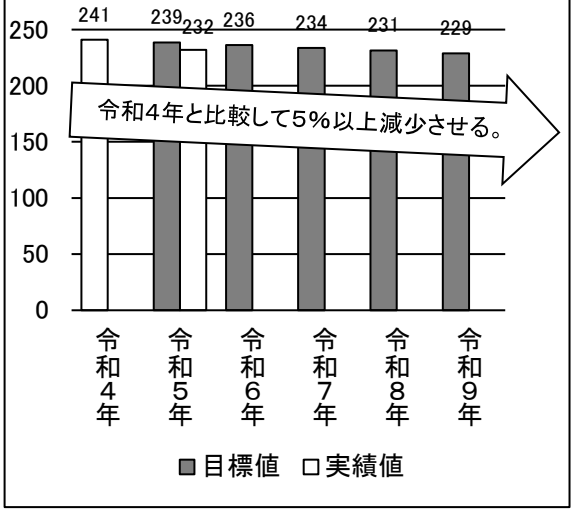

事業者・一人親方の皆さまへ

# 2025年４月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の１、2を対象とする保護措置が義務付けられます

**１　危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人**
**２　危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等**

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者に義務付けられます。

※　労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の２に関して定められている以下の４つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則　・ボイラー及び圧力容器安全規則　・クレーン等安全規則　・ゴンドラ安全規則

## 法令改正等の主な内容

### 1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます。**

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とする**こと
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止する**こと
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させる**こと

### 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知する**こと

**重要**

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所で例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、
**① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面**
**② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面**
については、**事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨**されます。

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　**都道府県労働局・労働基準監督署**

2024年４月作成

# 注意事項

## 重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

**《 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》**

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。

しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

**《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》**

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。

三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。

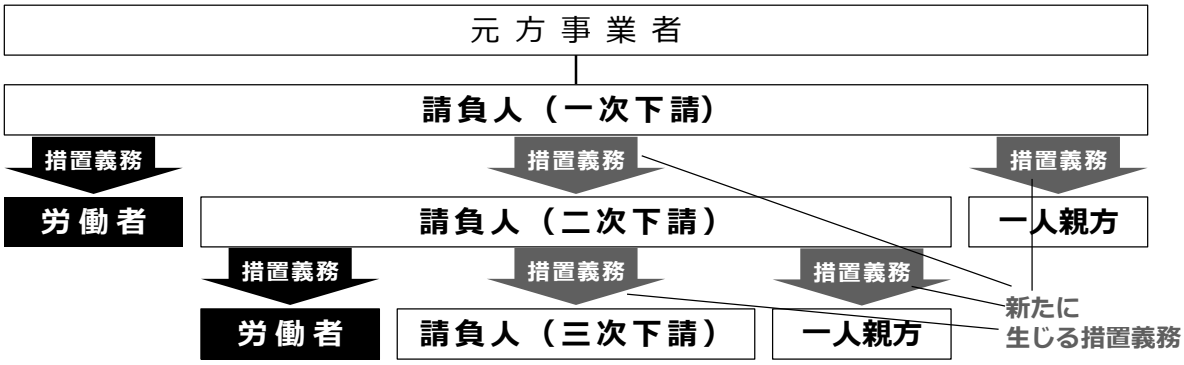


## 作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

## 元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第１項・第２項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の４省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

## 周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
④ 口頭で伝える

## 請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人も立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

## 東京都最低賃金改正のお知らせ

令和６年８月５日、東京地方最低賃金審議会（東京労働局における最低賃金に係る諮問機関）は、東京労働局長の諮問を受けて、

「東京都最低賃金を５０円引き上げて

**時間額　１，１６３円**

に改正することが適当である」旨の答申を行いました。**（引上げ率　４．４９％）**

**効力発生の日は令和６年１０月１日の予定です。**

※ 東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。なお、派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

※ 次の金額は最低賃金に算入されません。

① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
② 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
③ １月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

<問合せ先> 東京都最低賃金についてのご質問は、
上野労働基準監督署方面（TEL 03-6872-1230）の他、
東京労働局労働基準部賃金課（TEL 03-3512-1614(直通)）
東京働き方改革推進支援センター（TEL 0120-232-865） で受け付けています。

## 賃金の引上げに向けた生産性向上等のための支援について

厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、最低賃金及び賃金の引上げに向けた生産性向上等のための支援を実施しています。

※**「業務改善助成金」**は中小企業事業者の賃金引上げを支援します。

① 事業場内で最も低い賃金（時間額に換算）を３０円以上引き上げ、
② 生産性向上につながる設備投資等（機械設備導入、ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ、人材育成・教育訓練）をすると、

その費用の一部（最大６００万円）を助成するという制度です。

〈問合せ先〉

**業務改善助成金コールセンター　電話番号：0120-366-440**
東京働き方改革推進支援センター（TEL 0120-232-865）（下記参照）
東京労働局雇用環境・均等部企画課（TEL 03-6893-1100(直通)）

※**「東京働き方改革推進支援センター」電話番号：0120-232-865**

働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、企業経営や労務管理の専門家が、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に応じています。相談無料、秘密厳守です。「残業を減らしたい」「36協定の作り方を知りたい」「非正規雇用労働者の待遇を改善したい」「同一労働同一賃金への対応はどうすればよいか」「就業規則を見直したい」「最賃が上がっているが、どう対応したらよいか」「従業員が定着せず、人手不足で困っている」「テレワークへの対応はどうすればよいか」「助成金を利用したいが、使い方が分からない」等のお悩みについて、専門家による支援（常駐相談(電話・メール・対面相談)、個別企業訪問、WEBセミナーやご要望に応じた講師派遣）を実施しています。

**※オンライン（zoom使用）でのご相談、セミナー開催も対応しています。**

# ◎新入会員のご紹介◎

● 埼玉建興株式会社〈有期事業〉　令和6年6月からご入会いただきました

# 講習会・支部行事等のお知らせ

| 月 | 日 | 曜日 | 開始時刻 | 行事・業務内容 | 場　所 | 記事 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年 9 | 5 | 木 | 14:00 | 安全衛生管理セミナー（署・支部・建災防共催） | 台東区民会館 9F ホール | |
| | 24 | 火 | 14:00 | ３支部共催：令和６年度第１回労務管理等実務講習会 | 王子工業会館２階 | 支部幹事：王子支部 |
| 10 | 23 | 水 | 8:00出発 | 優良事業場研修会 | 場所検討中 | |
| | 30 | 水 | 14:00 | 労務管理セミナー（署と共催） | 上野区民館 401 | |
| 11 | 6 | 水 | 11:00 | 安全・衛生部会合同会議 | 支部事務室 | 日程変更 |
| | 8 | 金 | 10:30 | 広報部会１月号（No.248）編集会議 | 上野労働基準監督署会議室 | |
| | 20 | 水 | 14:30 | 支部長・副支部長会議 | 松が谷1-3-5 JPR上野イーストビル２階 中小企業福祉事業団 セミナールーム | 日程と会場変更 |
| | | | 15:20 | 支部役員会議 | | |
| | | | 16:00 | 上野労働基準監督署長特別講演 | | |
| 12 | 調整中 | | 14:00 | 建設業年末年始安全管理講習会（署・建災防共催/支部協力） | 調整中 | |
| 令和7年 1 | 22 | 水 | 15:00 | 新春健康セミナー | 浅草ビューホテル３階 祥雲Ⅰ | |
| | | | 16:10 | 安全衛生表彰式　（署長表彰・支部長表彰） | | |
| | | | 17:00 | 賀詞交歓会 | 祥雲Ⅱ | |
| 2 | 10 | 月 | 10:30 | 広報部会４月号（No.249）編集会議 | 上野労働基準監督署会議室 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年 4 | 7 | 月 | 13:00 | 雇入れ時安全衛生教育講習会 | 新規採用者 | 千代田区二番町9-8 | |
| | 11 | 金 | 14:00 | | 中途採用者・職転者 | 中労基協ビル 4F ホール | |

# 事務局からの行事等報告

| 月 | 日 | 曜日 | 開始時刻 | 行事・業務内容 | 場　所 | 記事 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 5 | 22 | 水 | 9:30 | ３支部共催：危険予知訓練（KYT）研修会 | 城東職業能力開発センター | 支部幹事足立荒川支部 |
| | 29 | 水 | 13:00 | ３支部共催：第１回熱中症予防セミナー | 上野区民館 401 | 支部幹事王子支部 |
| 6 | 6 | 木 | 14:00 | 安全管理セミナー（署と共催） | 同 | |
| | 13 | 木 | 14:00 | 安全管理セミナー〔建設業〕（署・建災防共催/支部協力） | 同 | |
| 7 | 5 | 金 | 13:00 | ３支部共催：第２回熱中症予防セミナー | 城東職業能力開発センター | 支部幹事足立荒川支部 |
| | 10 | 水 | 10:30 | 広報部会９月号（No.247）編集会議 | 上野労働基準監督署会議室 | |
| | 11 | 木 | 11:00 | 安全・衛生部会合同会議 | 支部事務室 | |

**令和6年度安全管理セミナー（署と共催）**
日時：令和6年6月6日（木）
時間：14：00
場所：上野区民館 401

恒吉上野労働基準監督署副署長挨拶

大槻衛生部会長

貝瀬安全衛生課長

石川第２方面主任監督官

熱中症対策で講演する田中希実子先生

大槻衛生部会長の音頭で安全標語を全員で指差し呼称

**令和6年度安全管理セミナー〔建設業〕（署と建災防台東分会共催/支部協力）**
日時：令和6年6月13日（木）
時間：14：00
場所：上野区民館 401

大國上野労働基準監督署長挨拶

奥野建災防台東分会長挨拶

前嶋労働基準監督官

石川第２方面主任監督官

貝瀬安全衛生課長

育栄建設姫野部長の音頭で安全標語を全員で指差し呼称